

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に当たるときは、
の翌日)

鳥取県告示第千号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による広瀬地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年十月六日

鳥取県知事 平林鴻三

字の名称を変更する
同上の区域（昭和五十六年五月三十日現在の地番による。）

広瀬字荒神前

広瀬字荒神前のうち六四七の一部及びこれと一体をなす
國有地以外の区域、広瀬字大石坂七九五の一の一部及び七
九五の一と一体をなす國有地の一部並びに広瀬字納金山一
三三三の二、一三三三の三及び一三三五の二から一三三五
の四まで

広瀬字大石坂のうち七九五の一の一部及び七九五の一と
一体をなす國有地の一部以外の区域並びに広瀬字荒神前六
四七の一部及びこれと一体をなす國有地

◇正告

土地の区域の変更

小売販売業者甲の業者登録

土地改良法による換地処分

農業協同組合が行う土地改良事業の認可

数人が共同して行う土地改良事業の認可

土地改良事業計画の適否の決定（三件）

土地改良事業の認可（五件）

土地改良事業計画の変更の認可

土地改良事業の完了

解除予定の保安林

保安林予定森林の変更

毒物劇物取扱者試験の実施

正誤

昭和五十六年三月鳥取県告示第三百十四号中訂正

告

示

昭和56年10月6日 火曜日

鳥取県公報

広瀬字納金山	広瀬字納金山のうち一三三三の二、一三三三の三及び一三三五の二から一三三五の四まで以外の区域
広瀬字ヒイデ	広瀬字ヒイデの全域、広瀬字鳥越山七四八の三及び広瀬字鳥越七七二の二
広瀬字鳥越	広瀬字鳥越のうち七四八の三以外の区域
広瀬字タワ下	広瀬字タワ下のうち九〇五の二の一部、九〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに広瀬字長石九一四の一部及びこれと一体をなす国有地
広瀬字長石	広瀬字長石のうち九一四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、広瀬字タワ下九〇五の二の一部、九〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに広瀬字古川平山一一二の五、一一二の六、一一三の七及びこれらと一体をなす国有地
広瀬字古川平山	広瀬字古川平山のうち一一二の五、一一二の六、一一三の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
広瀬字上畠	広瀬字上畠のうち九八二の一の一部、九八四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
広瀬字出会	広瀬字出会の全域、広瀬字上畠九八二の一の一部、九八四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、広瀬字瀬戸西平一〇五八の一四から一〇五八の一六まで

鳥取県告示第千一号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第二十二条の三第二項において準用する同規則第二十二条の二第二項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の業者登録をしたので、同規則第二十三条の規定により告示する。

昭和五十六年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	登録年月日	氏名	住所	営業所の所在地	事業区域
第三号	五六・九・一〇	野口 哲	西伯郡西伯町 大字福成三丁目	米子市安倍 六番地の六	米子市

広瀬字出会

広瀬字出会の全域、広瀬字上畠九八二の一の一部、九八四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、広瀬字瀬戸西平一〇五八の一四から一〇五八の一六まで

鳥取県告示第千二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市下大江一八三番一地東鷹土地改良区から同土地改良区が

広瀬字瀬戸谷	広瀬字瀬戸谷のうち九九八の一、九九八の二、九九九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
広瀬字瀬戸西平	広瀬字瀬戸西平のうち一〇五八の一四から一〇五八の一六まで以外の区域

昭和56年10月6日 火曜日

鳥取県公報

行う土地改良事業に係る広瀬地区の換地処分をした旨の届出があつたので、
同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年十月六日

昭和五十六年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三号

倉吉市越殿町一四〇九番地倉吉市農業協同組合から申請のあつた土地改良（梓谷地区農地開発）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月三十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五号

昭和五十六年八月十七日付けで船岡町から申請のあつた土地改良（集地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1281

鳥取県告示第千四号

倉吉市谷二七九番地長柄正一ほか十九人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良（谷地区ため池等整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月三十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 異議の申出

昭和五十六年十月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

縦覧期

鳥取県告示第千六号

昭和五十六年八月三日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（山路地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

二 土地改良事業計画書及び条例の写し

三 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月七日から二十日間

四 縦覧に供する場所

東郷町役場

一 縦覧に供する書類

二 土地改良事業計画書及び条例の写し

三 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月七日から二十日間

四 縦覧に供する場所

東郷町役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（日下地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十六年八月三十一日付けで東郷町から申請のあつた土地改良（湖西地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

鳥取県告示第千七号

昭和五十六年八月三十一日付けで東郷町から申請のあつた土地改良（湖西地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

5 昭和56年10月6日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第千九号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（笏賀地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十号

関金町から申請のあつた町営土地改良（今西地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十一号

関金町から申請のあつた町営土地改良（今西地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十月六日

鳥取県告示第千十三号
大栄町から申請のあつた町営土地改良（大栄（上種）地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月三十日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十六年十月六日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十二号

関金町から申請のあつた町営土地改良（今西地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和56年10月6日 火曜日

鳥取県告示第千十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
南地区ほ場整備事業	昭和五十四年三月二十五日	八 東 町
大原千町地区ほ場整備事業	昭和五十五年三月三十一日	大原千町土地改良区

鳥取県告示第千十六号

保安林予定森林を変更する旨の通知を受けたので、昭和五十六年一月鳥取県告示第二十二号（保安林予定森林について）の一部を次のように変更する。

昭和五十六年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第千十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

五 1 保安林予定森林の所在場所中「西伯郡中山町高橋字駆坂一〇〇四の一、字向駆坂一〇四四の一」を「西伯郡中山町高橋字駆坂一〇〇四の一、字向駆坂一〇四四の一（以上二筆について、次の図に示す部に限る。）」に、「西伯郡大山町豊房字尾原一〇四六の一、一〇四六の三九、二〇四六の一四、二〇四六の一五、字草谷原一〇四九の一」を「西伯郡大山町豊房字尾原一〇四六の一、一〇四六の三九、二〇四六の一四、二〇四六の一五、字草谷原一〇四九の一（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）」に改める。

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取県知事 平 林 鴻 三

東伯郡閔金町大字閔金宿字堤谷一四〇三の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定理由の消滅

昭和56年10月6日 火曜日

7

鳥取県公報

公

告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和56年10月6日

鳥取県知事 平林鴻三

1 期日及び場所

昭和56年12月3日（木曜日）午前10時から午後3時まで

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては

規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、所定の願書に次の書類を添えて、住所地を管轄する保健所長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書
(2) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.0センチメートル、横の長さ3.0センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一葉

4 受験手数料及びその納付方法
(1) 受験手数料 3,700円
(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に hari 付けること。この場合消印しないこと。

5 受験願書の提出期限
昭和56年11月10日（火曜日）まで

正 誰

昭和56年10月6日 鳥取県公報

正 誰

正 誰